

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第40条に基づく
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第40条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る審査基準について、次のとおり定めるものとする。

1 法第40条第1号関係

- (1) 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制が備えられていること。
- (2) 支援業務を実施するにあたり、特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。

2 法第40条第2号関係

- (1) 支援業務を実施するにあたり、十分な財源を有していること。
- (2) 支援業務を実施するにあたり、当該支援業務について活動実績を有していること。

3 法第40条第3号関係

申請者又は役員若しくは職員が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定の取消しの日に役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（へにおいて「暴力団員等」という。）
- ホ 精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 法第40条第4号関係

支援業務以外の業務を行う場合は、原則として、支援業務以外の業務を行う組織と分離した体制が整えられていること等支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

5 法第40条第5号関係

申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- イ 支援業務の実施にあたり、十分な意思決定がなされていない法人
- ロ 業務運営上知り得た個人情報について、内部規則等で具体的な取扱いを定めるなどの適切な個人情報管理がなされていない法人
- ハ その他支援業務を公正かつ適確に行うことができないおそれがあると認められる法人

施行：平成29年12月20日

改正：令和元年12月14日

令和7年6月1日